

**西東京市第2期文化芸術振興計画  
(素案)**

平成 年 月

西東京市

※現時点では、新元号が定められていないため、本計画の元号はすべて平成で表記しています。

# 目次

<b>第1章 文化芸術振興計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
1 策定の趣旨 .....	1
(1) 第2期文化芸術振興計画の目的.....	1
2 基本的な考え方.....	2
(1) 第2期文化芸術振興計画の目指すべき姿.....	2
(2) 目指すべき姿に併せて複合的に生み出される効果.....	3
3 計画の概要 .....	5
(1) 計画の位置づけ.....	5
(2) 計画期間 .....	5
<b>第2章 文化芸術振興の背景</b> .....	<b>6</b>
1 文化芸術に関する施策を取り巻く状況.....	6
(1) 国の動向 .....	6
(2) 東京都の動向.....	8
(3) 西東京市のこれまでの取組.....	9
2 西東京市の現状と課題.....	11
(1) 西東京市の文化芸術に関する現状.....	11
(2) 文化芸術振興への課題.....	15
<b>第3章 文化芸術振興施策の体系</b> .....	<b>20</b>
1 文化芸術の担い手.....	22
2 基本方針の考え方.....	24
基本方針1 参加のきっかけづくり 【機会の充実】 .....	24
基本方針2 市民が活動しやすい環境づくり 【活動環境の充実】 .....	24
基本方針3 文化芸術を担う人づくり 【担い手の拡大】 .....	24
基本方針4 伝統文化等の継承 【地域文化の形成】 .....	25
基本方針5 交流による活動の拡大・活性化 【連携・交流】 .....	25
<b>第4章 文化芸術振興に向けた施策の展開</b> .....	<b>26</b>
基本方針1 参加のきっかけづくり 【機会の充実】 .....	26
基本方針2 市民が活動しやすい環境づくり 【活動環境の充実】 .....	28
基本方針3 文化芸術を担う人づくり 【担い手の拡大】 .....	29
基本方針4 伝統文化等の継承 【地域文化の形成】 .....	31
基本方針5 交流による活動の拡大・活性化 【連携・交流】 .....	32

<b>第5章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>34</b>
1 推進・管理のための体制 .....	34
2 情報発信 .....	34
3 各主体の役割 .....	35
(1) 市民 .....	35
(2) 活動団体 .....	35
(3) 教育機関 .....	35
(4) 民間事業者等 .....	35
(5) 市 .....	35
4 進行管理 .....	36
(1) P D C Aサイクルによる進行管理 .....	36
(2) 進行管理への市民参加の推進 .....	36
5 財源の確保 .....	37
6 国や他機関との連携 .....	37
<b>資料編</b> .....	<b>38</b>
1 西東京市文化芸術振興計画策定過程 .....	38
(1) 西東京市文化芸術振興推進委員会設置要綱 .....	38
(2) 西東京市文化芸術振興推進委員会名簿 .....	2
(3) 推進委員会における会議の経緯 .....	3
(4) 西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討委員会設置要領 .....	4
(5) 庁内検討会における会議の経緯 .....	2
(6) 実施調査概要 .....	2
2 (参考) 平成 28 年度事業 .....	4
3 関連法規等 .....	5
(1) 文化芸術基本法 .....	5
(2) 西東京市文化芸術振興条例 .....	2

## 1 策定の趣旨

### (1) 第2期文化芸術振興計画の目的

近年、文化芸術の効果が着目され、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、文化芸術に関連する分野との連携や協働が期待されています。

西東京市においては、平成21年に制定された「西東京市文化芸術振興条例（以下、「文化芸術振興条例」という。）」を基に、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「西東京市文化芸術振興計画（以下、「第1期計画」という。）」（平成24～30年度）を策定しました。そして、市の文化芸術にかかわる概況の整理や文化芸術に関する施策を推進するための基本的な柱をまとめた第1期計画に基づき、7年間、様々な施策に取り組んできました。今後はその実績を踏まえて、地域で文化芸術を振興することによりもたらされる効果を意識し、文化芸術に関心を持つ人を増やし、より広く地域や市民と文化芸術を結びつけることで、市民の文化芸術活動や文化資源を生かした地域の活性化を推進します。

さらに、西東京市における全ての計画の基本となる「西東京市第2次基本構想・基本計画」の後期基本計画（平成30年度中策定予定）においては、全庁的な戦略の基軸として「健康」応援都市の実現に向けた取組を進めていく方針です。あわせて、国が推進する子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現のためにも、「健康」を起点に地域のかかわりが深化する取組を推進しています。

また、西東京市では市民の一体感を醸成する地域への愛着やコミュニティ形成なども地域の活性化のために捉えていく必要があります。

そのような背景を踏まえ「西東京市第2期文化芸術振興計画（以下、「第2期計画」という。）」においては、文化芸術を通して「健康」応援都市の実現や「地域共生社会」、さらには「地域への愛着」、「地域の活性化」に対する効果を意識しながら文化芸術に関する施策を推進していきます。

## 2 基本的な考え方

### (1) 第2期文化芸術振興計画の目指すべき姿

#### 目指すべき姿

市民一人ひとりが文化芸術を享受・創造・発信できる 文化の香りあふれるまち

目指すべき姿に併せて複合的に生み出される効果

文化芸術に触れること＝自ら学ぶこと、感じること、楽しむことが心身の健康につながっている

文化芸術を通じて地域を知り、かかわり、参加することが地域への愛着につながっている

文化芸術に触れることで多様性に対する寛容さが高まり、共生社会の実現につながっている

文化芸術を通じて人と人のつながりが生まれ、地域が活性化している

第1期計画で示している目指すべき姿「市民一人ひとりが文化芸術を享受・創造・発信できる 文化の香りあふれるまち」は、文化芸術振興条例の基本理念を踏まえたものであり、第2期計画においてもこれを踏襲します。

#### 西東京市文化芸術振興条例の基本理念

文化芸術の振興は、文化芸術に関する活動ができる環境を市民、市及び団体等が相互に構築していくことにより、市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらすことを目的として行わなければならない。文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行うすべての市民及び団体等の主体性及び創造性が尊重されなければならない。

さらに、市が重要政策として推進している方向性や課題、市民ニーズに対して文化芸術がどのように寄与するかを考え、その効果を市民や地域が広く享受できることを目指します。

目指すべき姿と複合的に生み出される効果を結びつけながら推進していくとともに、市民や活動団体\*1、民間事業者など各主体の連携を強めることで、4つの効果を地域に広めていきます。

\*1 活動団体：本計画では、市内で文化芸術活動を行う団体又は文化芸術活動にかかわる団体及びそれらの連合体を活動団体と定義する。

## (2) 目指すべき姿に併せて複合的に生み出される効果

### 文化芸術に触れること＝自ら学ぶこと、感じること、楽しむことが心身の健康につながっている

西東京市では「健康都市宣言」の一つとして「身近なところから学び、創造的な生活を楽しみます」を掲げ、広い意味で創造的な活動が健康にかかわる要素であると位置づけていました。文化芸術に触れることは、多彩な表現や考え方と出会うことであり、人々の創造性や感性に働きかけ、感動や喜びをもたらします。さらに、知的好奇心や探求心を育み、想像力を高め、人生における様々な課題を解決するための活力となることから、子どもから高齢者まで多様なライフステージにおいて、市民一人ひとりの心身の健康に貢献し得るようにしていきます。

### 文化芸術を通じて地域を知り、かかわり、参加することが地域への愛着につながっている

地域で身近に文化芸術を鑑賞や体験することなどを通じて、地域の歴史や土地の特性など様々な魅力を知ることができます。まちの文化に関心を持ち、それを支える活動に参加していくことで、地域の人々とのかかわりが生まれていきます。

文化財や伝統文化をはじめとした地域の文化資源を発信し、市民が気づき、地域文化として共有し、鑑賞・体験されるようになることで、広く市民の地域への愛着と誇りが醸成されていきます。

### 文化芸術に触れることで多様性に対する寛容さが高まり、共生社会の実現につながっている

文化芸術は、年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが親しみ、創造できるという機能を備えています。障害者や外国人など、誰もが参加しやすい文化芸術の機会や場づくりを進めることによって、多くの人々がそこで得られた感動や喜び、思考を分かち合うことができ、多様性への寛容さや理解が広がることから共生社会の実現につながっていきます。

### 文化芸術を通じて人と人のつながりが生まれ、地域が活性化している

文化芸術には多彩な分野やかかわり方があり、同じテーマで活動している人のつながり、活動者とそれを鑑賞する人とのつながりなど、様々な交流の輪が形成されます。さらにその中で文化芸術における楽しさや感動などを分かち合い、共に創造することによって文化芸術の価値を高めていくことができます。市民や活動団体、教育機関や民間事業者などの各主体のみならず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など様々な分野を超えた連携やネットワークを強化する中で、文化芸術を通じた地域の活性化につながっていきます。

## 市民アンケート調査より得られた文化芸術に関する効果について

平成 29 年度に実施した文化芸術に関する市民アンケートでは、文化芸術が市民の愛着や地域の活性化、心の健康などに結びついていると感じていることが分かりました。また、文化芸術に対する関心度による、文化芸術の活動や意識等の変化について分析したところ、文化芸術の関心や鑑賞行動にかかわらず、自分が住むまちで身近に文化芸術を体験できることは、「自分を含む、あらゆる住民にとって大切だと思う」と考えている市民が多いことや子どもに対する文化芸術の鑑賞機会が必要だと認識していることが分かりました。

### ➤ 文化芸術活動が地域への愛着につながっています。

○全体で約8割の人が西東京市に対して愛着があると答えており、関心の高さや鑑賞行動の頻度按比例して西東京市に対する愛着を持つ人が多くなっています。

### ➤ 自分が住むまちで身近に文化芸術を体験できることは、自分を含む、あらゆる住民にとって大切だと思う市民が多くなっています。

○自分が住むまちで身近に文化芸術を体験できることは大切だと思うか聞いたところ、「自分を含む、あらゆる住民にとって大切だと思う」が最も多くなっています。

### ➤ 文化芸術を活発にすることにより、地域や市民にもたらされる効果として、「地域コミュニティの活性化」、「感動や充実感がもたらす心の健康」が期待されています。

○文化芸術を活発にすることにより、地域や市民にもたらされる効果として、「地域コミュニティの活性化」、「感動や充実感がもたらす心の健康」が約4割と多くなっています。

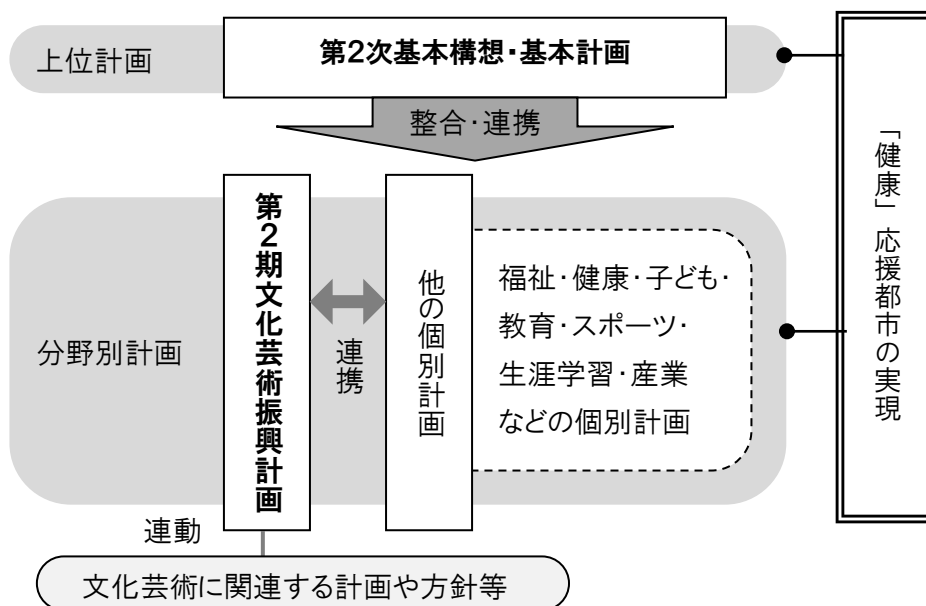


### 3 計画の概要

#### (1) 計画の位置づけ

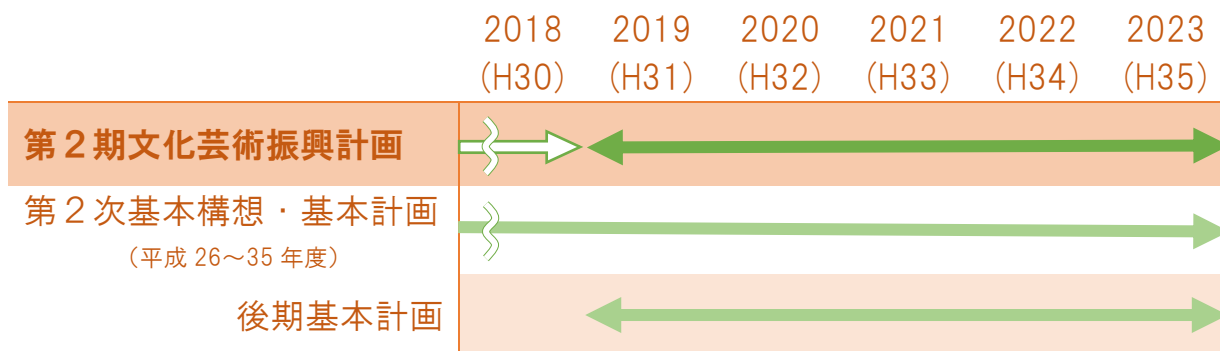
第2期計画は、文化芸術振興条例 第6条「基本計画の策定」に基づくものであり、平成30年度に見直される西東京市第2次基本構想・基本計画の後期基本計画及び他の分野別計画との整合・連携を図りながら、西東京市における文化施策を総合的に推進します。

また、「健康」応援都市の実現に向けた取組を推進するとともに、国や都の定める文化芸術に関連する計画や方針等と連動した計画として位置づけます。



#### (2) 計画期間

第2期計画は、西東京市全ての計画の基本となる基本構想・基本計画の期間と整合を図るため、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間を計画期間とします。



国や東京都においては、社会全体を取り巻く課題や動向に合わせ、文化芸術振興そのものの意義や社会的な効果、価値が考えられるようになっていきます。地方自治体である西東京市は、国等の動向を踏まえながら、自主的かつ主体的に、地域に応じた施策を策定し、実施する責務が課せられており、地域の特徴を生かした独自の取組が求められています。

### 1 文化芸術に関する施策を取り巻く状況

#### (1) 国の動向

国は、平成29年3月に改正された「文化芸術基本法」に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「文化芸術推進基本計画」を平成30年3月に策定しました。

文化芸術基本法では、「これまでの文化芸術政策を更に充実しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法の範囲に取り込むこと、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させること」を趣旨とし、文化芸術推進基本計画では、文化芸術が持っている本質的価値と持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤として社会的・経済的価値について示しています。

文化財に関しては、これまでの保存・継承する考えに加え、観光資源としての活用など、他の分野と結びつきながら価値を高めていくことが示されています。

また、障害者に焦点を当てて文化芸術活動について推進する法律が定められました。

#### ① 「文化芸術基本法」(文化芸術振興基本法の改正) (平成29年6月)

##### 《基本理念の改正》

- 「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- 児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性
- 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携

#### ② 「文化芸術推進基本計画」の策定 (平成30年3月)

- 新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間(2018~2022年度)の文化芸術政策の基本的な方向性を示したものの。
- 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環させる。

③ 「文化経済戦略」の策定（平成29年12月）

文化と産業・観光等他分野が一体となって新たな価値を創出し、創出された価値が、文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより、自立的・持続的に発展していくメカニズムを形成することを目的として策定した。

《6つの重点戦略》

1. 文化芸術資源（文化財）の保存
2. 文化芸術資源（文化財）の活用
3. 文化創造活動の推進
4. 国際プレゼンスの向上
5. 周辺領域への波及、新たな需要・付加価値の創出
6. 文化経済戦略の推進基盤の強化

④ 「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」の策定（平成28年4月）

文化財は専門家のためだけのものではなく、一般の人や外国人観光客に「見られて感動し、その価値を知ってもらって初めて真価を発揮するもの」という意識改革を現場へ浸透させることが重要である。

文化資源の活用・情報発信の強化や修理・美装化によって観光資源としての質の向上を計画的に進める。

⑤ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年6月）

文化芸術が、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであることを踏まえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する。

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造する活動を幅広く促進
- 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施、または特別な配慮を行わなければならない

⑥ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

オリンピック・パラリンピックはスポーツだけでなく「文化の祭典」でもあります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）に向けて、地域性豊かで多様性に富み、レガシーの創出につながる文化プログラムを、全国で実施していくこととなります。

## (2) 東京都の動向

東京都は、都の芸術文化振興における基本指針であり、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの先導的役割、国際的に発信する東京の文化政策の世界戦略としての性格を持つ「東京文化ビジョン」を策定しました。平成 27 年から平成 37 (2025) 年までの 10 年間でターゲットに、東京 2020 大会の開催を見据えながら、文化による東京の未来を切り拓くための戦略を掲げています。

### ① 「東京文化ビジョン」の策定 (平成27年3月)

#### 《世界に提示する8つの文化戦略》

- 伝統と現代が共存・融合する東京の独自性と多様性を追求し、世界発信
- 多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化
- あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築
- 新進若手を中心に多様な人材を国内外から発掘・育成、新たな創造とビジネスのチャンスを提供
- 都市外交を基軸に芸術文化交流を促進し、国際的な競争力を高める
- 教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に、芸術文化の力を活用
- 先端技術と芸術文化との融合により創造産業を発展させ、変革を創出
- 東京が持つ芸術文化の力で、都市力を引き出し史上最高の文化プログラムを実現

### (3) 西東京市のこれまでの取組

#### ① 西東京市の文化芸術振興施策についての提言

平成 17 年に西東京市の文化及び芸術を振興する施策について市民の意見を聴くため、西東京市文化芸術振興施策懇談会を設置し、平成 18 年 9 月に「西東京市の文化芸術振興施策について」提言（以下、「懇談会提言」という。）を受けました。

この懇談会提言の基本理念は、①文化芸術の享受と創造への支援、②市民の主体性を保障、③地域文化芸術の振興の 3 本を柱として、市民と市の役割を明確にし、市民参加を中心とした事業実施に当たり、条例の制定が必要であるというものでした。

#### ② 西東京市文化芸術振興条例の制定

市では、懇談会提言を踏まえ、全ての市民が心豊かに暮らせるまちを目指して、平成 22 年 4 月に「西東京市文化芸術振興条例」を施行しました。

この条例は、国の「文化芸術振興基本法」の規定に基づき、西東京市における基本理念や重点目標を定め、市民、市、市内で活動する事業者、教育機関や活動団体等の役割を明らかにし、西東京市が文化芸術の香りあふれるまちとなることを目指し定めたものです。

#### ③ 「西東京市文化芸術振興計画（第 1 期計画）」（平成 24～30 年度）の策定と推進

懇談会提言や条例の趣旨の下、各種調査から浮かび上がった課題に対応するための「西東京市文化芸術振興計画への提言」が、平成 23 年 3 月に「西東京市文化芸術振興推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）より市へ提出されました。さらに、推進委員会において計画策定のための協議・検討を重ね、平成 24 年 3 月に「西東京市文化芸術振興計画」を策定しました。同計画は平成 24 年度から 7 年間で計画期間とし、これまで計画に基づいた文化芸術に関する施策を推進してきました。

#### ④ 各種調査による課題の把握

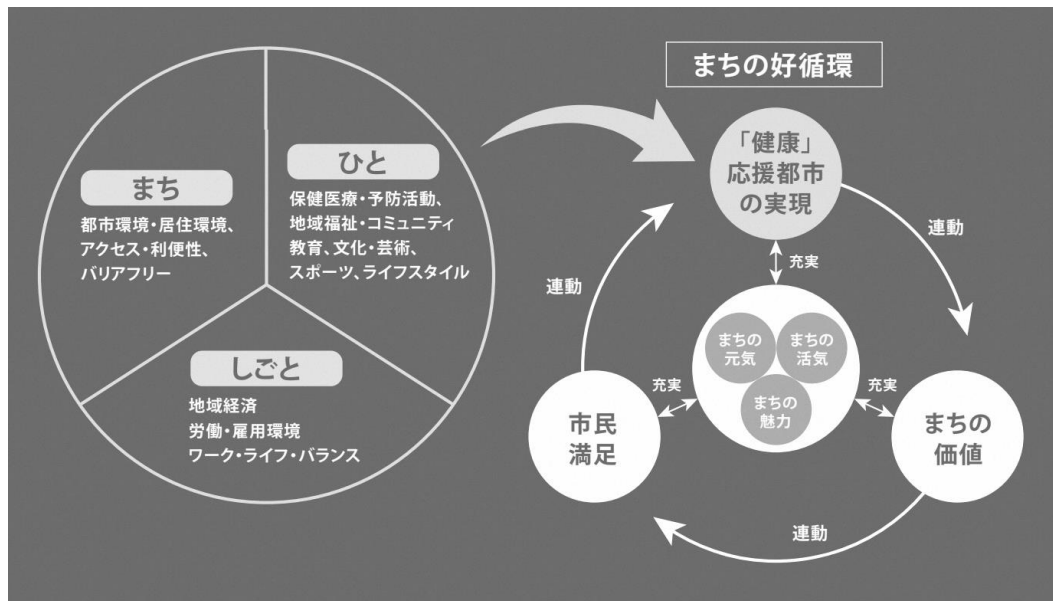
平成 22 年 8 月に条例に基づく推進機関として推進委員会を設置しました。市では、文化芸術の振興にかかわる課題を把握するために、西東京市文化芸術に関するアンケート調査、活動団体・施設ヒアリング調査等を実施して、市民の文化芸術活動の現状と文化芸術に関するニーズを把握し、その結果について推進委員会で議論しました。

#### ⑤ 「健康」応援都市の実現に向けた取組

西東京市では平成 28 年 3 月に「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案し、西東京市の実情に応じた今後 5 か年の施策の方向を示す「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 27 年度～平成 31 年度）を策定しました。総合戦略では、西東京市が将来にわたって「住み続けたいまち」、「住みたいまち」として選択され続けることを目標としました。そして、市民一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、社会や経済、居住や教育といった生活環境も健康水準を向上させるための要素と捉え、まち全体が健康的になっていくための「健康」応援都市の実現を基軸として進めています。

# 「健康」応援都市の実現

『住み続けたいまち』、『住みたいまち』としての価値を高める



出典：「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

## 2 西東京市の現状と課題

### (1) 西東京市の文化芸術に関する現状

保谷こもれびホールを基点とした文化施設や市民の身近な活動の場所である公民館など、市内各所で市民による自主的な文化芸術活動が盛んに行われています。

### ■これまでの主な市の文化芸術に関する施策

#### ○市民まつり・市民文化祭

市の二大イベントである市民まつり・市民文化祭は市民で構成される実行委員会との共催で実施しています。市民まつりは、西東京いこいの森公園で開催し、多様な主体による文化芸術活動などの発表が行われ、毎年多くの来場者でにぎわうイベントとなっています。市民文化祭は、市内を中心に活動する多数の活動団体が参加し、活動者の発表や市民の交流の場となっており、あわせて、「日本の文化体験フェス」や歴史的な文化資源の紹介などの多様な取組が行われています。事業は市内の小中学校、高校、大学などからの参加やボランティアの活躍もあり、多くの人の協力や連携により実施しています。

#### ○保谷こもれびホールでの多様な文化事業

保谷こもれびホールでは指定管理者制度を導入し、民間の専門的知識を活用して、鑑賞事業・普及事業・育成事業と幅広い事業展開を行っています。

鑑賞事業：音楽、演劇、伝統芸能、親子鑑賞ができる公演など、文化芸術の振興に関する公演を開催し、身近な施設で触れる機会を創出。

普及事業：新たな文化芸術を市民の手で作り出すための環境整備、市民の文化芸術活動の奨励・普及を目指している。講座やワークショップの開催の中で市民自らが学び、実践する機会を創出し、鑑賞事業との連携を図ることで深い理解や体験を提供。

育成事業：市独自の文化芸術活動を育成・支援し、さらなる活動の活性化を目指している。また活発な活動団体の特性を生かし、地域の活性化につながる文化芸術団体事業との共催事業による支援を実施。

事業は全て市民寄添い型の事業展開が基盤となっています。市民の文化芸術に触れる機会の創造、活動団体の活動の更なるステップアップ、それによる西東京市全体の文化芸術の発展を目指しています。

#### ○対話による美術鑑賞

文化芸術活動を支える市民の活動機会の創出のため、文化ボランティアの育成と活用の機会として「対話による美術鑑賞」を実施しています。鑑賞コミュニケーターとしての研修を重ねた文化ボランティアが進行役となり、小学校等で事業を実施し、子どもたちの観察力、思考力、コミュニケーション能力などの向上を目指した活動として評価を得ています。

## ○多摩六都フェア

地理的、歴史的、行政的につながりの深い小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市が文化事業として圏域市民の相互交流を促進し、多摩北部地域の振興を図ることを目的に「多摩六都フェア文化事業」を実施しています。これまで、ビッグバンドや管弦楽、演劇等の発表会、映像制作など圏域市民の参加者によるワークショップなどを実施しています。ワークショップ開催後も独自に練習を重ね、新しい活動団体の一つとしてつながっています。

## ○公民館事業

公民館では文化芸術事業として、子どものニーズ、子どもをめぐる課題を意識して、青年対象事業や親子対象事業などの実施や、初心者が体験しやすい参加型イベントや入門講座なども実施しています。

また、文化芸術の活動者同士が交流することができるイベントを全館にて、地域実行委員会形式で実施し、個人及び活動団体間の連携の充実を図っています。

## ■西東京市の文化資源

次ページより、西東京市の文化芸術を形成している文化資源について示します。

これまで地域で大切に受け継がれている下野谷遺跡<sup>したのや</sup>\*2等の文化財等はもちろん、保谷こもれびホールをはじめとする文化施設や各地域の市民交流施設、そこで行われている活動や事業、イベントなども重要な要素となります。

---

\*2 <sup>したのや</sup>下野谷遺跡：市内で発見された遺跡の1つで、関東でも有数の縄文時代中期の大集落跡。遺跡の保存と活用を目的とした下野谷遺跡公園は当時の竪穴住居の2/3で再現した骨組み模型があり、見学できる。平成27年には未来に残すべき貴重な文化遺産として、下野谷遺跡公園を中心とした西集落の一部が国の史跡に指定された。



図1. 文化芸術活動を支える拠点の現況



公民館	福祉施設等	児童館・児童センター	市民交流施設
1 ひばりが丘公民館	1 ひばりが丘福祉会館	1 西原北児童館	1 芝久保地区会館
2 谷戸公民館	2 田無総合福祉センター	2 田無児童館	2 南町地区会館
3 芝久保公民館	3 障害者総合支援センターフレンドリー	3 芝久保児童館	3 緑町地区会館
4 田無公民館	4 新町福祉会館	4 新町児童館	4 向台地区会館
5 柳沢公民館	5 富士町福祉会館	5 保谷柳沢児童館	5 谷戸地区会館
6 保谷駅前公民館	6 保谷障害者福祉センター	6 北原児童館	6 下宿地区会館
	7 住吉会館ルピナス	7 中町児童館	7 芝久保第二地区
	8 下保谷福祉会館	8 ひばりが丘児童センター	8 谷戸第二地区会館
		9 田無柳沢児童センター	9 田無町地区会館
		10 下保谷児童センター	10 北原地区会館
		11 ひばりが丘北児童センター	11 上向台地区会館
			12 東伏見コミュニティセンター
			13 ふれあいセンター
			14 新町市民集会所
			15 ひばりが丘市民集会所
			16 柳橋第二市民集会所
			17 柳沢第三市民集会所
			18 東伏見市民集会所
			19 富士町市民集会所
			20 保谷町市民集会所
			21 住吉町第二市民集会所
			22 東町市民集会所
			23 ひばりが丘北市民集会所
			24 緑町市民集会所

図2. 文化資源の現況



寺院	遺跡	都・市指定文化財	国指定文化財
1 福泉寺	1 北宮ノ脇遺跡	1 石幢六角地蔵尊	19 文化九年検地図
2 東禅寺	2 上前遺跡	2 田無ばやし	20 文字庚申塔
3 如意輪寺	3 中荒屋敷遺跡	3 延慶の板碑	21 招魂塔
4 寶見院	5 南入経塚	4 稗倉	22 六角地蔵石幢
5 寶樹院	7 下野谷遺跡	5 下田家文書	23 青面金剛庚申像
6 観音寺	8 坂下遺跡	6 北芝久保庚申塔	24 又六石仏群
7 総持寺	9 上保谷上宿遺跡	7 養老田碑	25 田無村御検地帳
8 持宝院	10 東伏見稻荷神社遺跡	8 養老畑碑	26 真誠学舎関係文書
	11 下柳沢遺跡	9 下田半兵衛富宅の木像	27 尉殿大権現 神号額
	12 上向台北遺跡	10 獅子頭	28 柳沢庚申塔
<b>神社</b>	13 下宿遺跡	11 高札	29 旧下田名主役宅
1 天神社	14 下宿南遺跡	12 人馬賃銭御定メ掛札	30 木彫彩色三十番神神像
2 尉殿神社	15 上向台西遺跡	13 韭山笠	31 木彫彩色俱利伽羅不動明王像
3 田無神社	16 田無南町遺跡	14 十王堂一宇建立の碑	32 石製尾張藩鷹場標杭
4 水川神社		15 玉井寛海法士の墓	33 総持寺のケヤキ
5 東伏見稻荷神社		16 撃剣家並木先生の墓	34 田無神社のイチョウ
6 阿波洲神社	※4、6は欠番	17 南芝久保庚申塔	35 水子地藏菩薩立像
		18 地租改正絵図	36 西浦地藏尊
			37 六地藏菩薩立像
			38 榛名大権現石造物群
			39 石燈籠一対
			40 奉納絵馬群
			41 一文銭向い目絵馬二枚
			42 菅原道真石像
			43 観音寺の宝篋印塔
			44 馬駈け市大絵馬
			45 氏子中奉納題目塔二基
			46 保谷囃子
			47 岩船地藏尊
			48 蓮見家文書
			49 幕末の洋式小銃
			50 天神社 拝殿
			都 田無神社本殿・拝殿

※ 46、国登2、国登3は図になし

## (2) 文化芸術振興への課題

西東京市の文化芸術を取り巻く現状を把握するため、平成 29 年度に市民アンケートや関係者団体等に対するヒアリングを実施しました。また、推進委員会等での議論を踏まえ、市の文化芸術振興への課題を次のように整理しています。

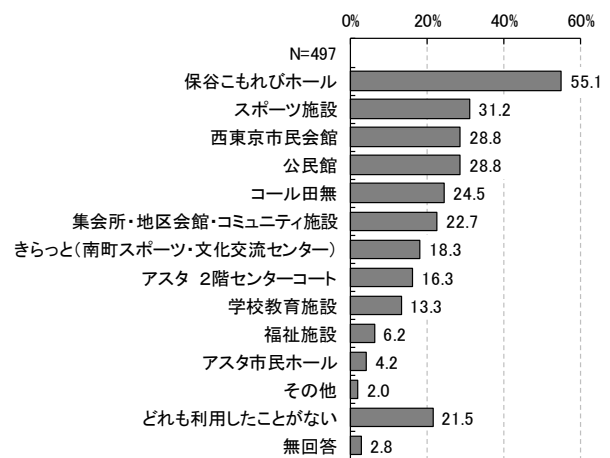
### (1) 市民に身近な鑑賞機会のあり方

西東京市には、保谷こもれびホールやコール田無などの文化施設があります。文化芸術活動の場として活用されていますが、施設規模の関係から鑑賞機会の提供には工夫が必要となっています。また、展示施設も十分ではありません。そのような条件の下、都心へのアクセスの良さも勘案しながら、市内の様々な機会や場を活用した鑑賞機会の提供のあり方を検討する必要があります。

#### ① 文化芸術に親しむきっかけづくり

全国的にも少子高齢化・人口減少の波の影響により、文化芸術活動の担い手不足に対する懸念が広がっています。文化芸術の担い手を将来につないでいくためには、文化芸術活動の第一歩である文化芸術の関心を高め、鑑賞に向けた機会の充実を図る必要があります。

障害者や外国籍市民のほか、子育てや介護などライフスタイルの変化によって文化芸術に触れることが困難な人も含めて、誰もが文化芸術に親しめるよう情報へのアクセスや利用のしやすさを強化していくことが必要です。



利用したことのある市内の施設

出典：平成 29 年度文化芸術に関する市民アンケート

#### ② 子どもの頃から文化芸術に親しめる機会の提供

平成 29 年度の市民アンケートの結果では、一般の人々の文化芸術への関心や鑑賞行動にかかわらず、子どもに関する取組の重要性が高いと認識されていることが分かりました。子どもの頃から文化芸術に触れることにより、創造性やコミュニケーション能力、多様な価値観を受け入れる心を育むなど、これからの社会の中で生きていくための基礎的な力を身に付けていく取組が必要です。

#### ③ 地域の文化資源・人的資源を生かした地域文化の魅力づくり

文化財行政においては、保存に重点を置いてきた方針から、地域おこしや観光資源として文化資源の活用を促進していく動きが見られます。

「西東京市文化財保存・活用計画」(平成 28 年 3 月)の策定のために行われた市民意識調査では、文化財に関する興味や重要性の意識の高さに比べ、文化財や関連事業などの認知度が低いことが分かりました。文化財など地域で大切にされてきた様々な文化資源を後世に引き継いでいくためにも、市民の認知度や関心を高めていくことが必要です。

#### ④ 文化芸術活動を支える拠点の保全と更新に向けた検討

市内には保谷こもれびホールやコール田無、アスタ市民ホール、その他の地域各所にあるコミュニティ施設などが市民の活発な文化芸術活動を支える拠点として利用されています。

西東京市民会館閉館後の対応については、市民サービスの維持・向上や財政効率化の観点から、官民連携事業の手法を検討しつつ、必要な活動場所の確保に向けて取り組めます。

短期的には、各施設の保全計画の策定をした上で、既存施設の最大限の活用やソフト・ハードの両面の強化、ユニバーサルデザイン\*3を進めていく必要があります。さらに、中長期的な視点に立ち、施設の大規模改修・改築に際して、西東京市にとって必要な文化施設のあり方を計画的に検討していく必要があります。

## (2) 文化芸術活動の担い手を広げる取組の推進

西東京市には、多種多様な活動団体が多く、活発に活動しています。市内の活動者が地域の文化芸術の担い手の中心であり、かつ身近な鑑賞・体験の発信者にもなっています。それらの活動を支える鑑賞者やボランティア、支援者なども含め、広い意味での地域の文化芸術の担い手として育成していく必要があります。

### ① 活動団体の活動支援

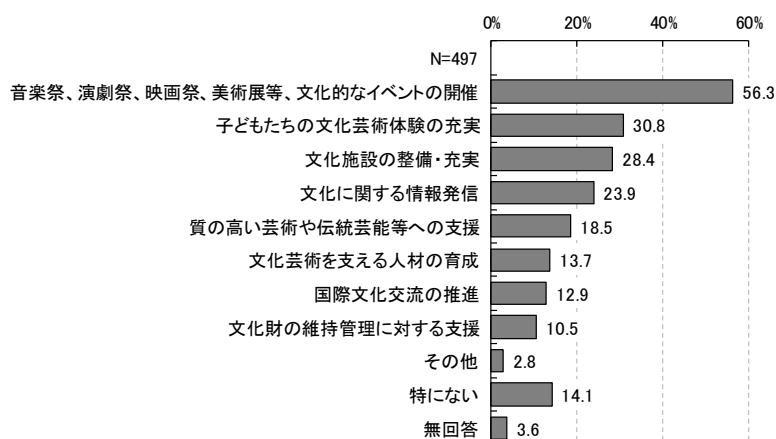
活動団体は市から独立した組織として、自分たちで努力しながら活動を維持してきました。市民が自主的・主体的に文化芸術活動に取り組んできたからこそ、自由な市民活動が生まれ、多様かつ活発な活動が広がっていると考えられます。

一方で、各団体の活動が一般市民に知られていないことや、メンバーの減少・

高齢化、練習・発表場所の確保などの様々な課題を抱えています。市は、国や教育機関、ボランティア団体など、多様な主体とのパイプ役としての役割を生かし、多様な支援のあり方について検討する必要があります。

### ② 文化芸術活動を応援し、支える気運の醸成

文化芸術をまちの中で展開し、地域の文化と結びつけて振興していくためには、地域の多様な主体と連携し、理解を求めることや取組を応援、見守ってもらう協力者を増やしていくことが必要です。



文化芸術活動をより活発にするために力を入れるべきこと

出典：平成 29 年度文化芸術に関する市民アンケート

\*3 ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、利用しやすいデザインを用いること。

### ③ 活動団体の連携による地域への展開

市内では多くの活動団体が活動しているものの、各団体の活動の認知度や団体を超えた連携や交流が不十分であると認識されています。様々な文化芸術の担い手をつないでいくことで、各団体の活動の拡大や地域への展開を推進し、団体の存在感を高めていく必要があります。

### ④ 市民と地域の文化芸術活動を結びつける効果的な情報発信

あらゆる市民に情報を届け、人々の意識や行動に結びつけるために、世代別に合わせた情報媒体の活用をしていきます。また、子育てなどのライフスタイルに合わせた情報発信、他の団体等とつながりたいと考えている人へ向けた情報面での支援など、効果的な発信を推進する必要があります。

保谷こもれびホールや西東京市市民協働推進センターゆめこらぼ、あるいは活動団体が行っている情報発信の強みを生かし、連携していくことで鑑賞者、活動者をはじめ市民全体に地域の文化をアピールできるようにする必要があります。

## (3) 文化芸術を通したまちづくりへの展開

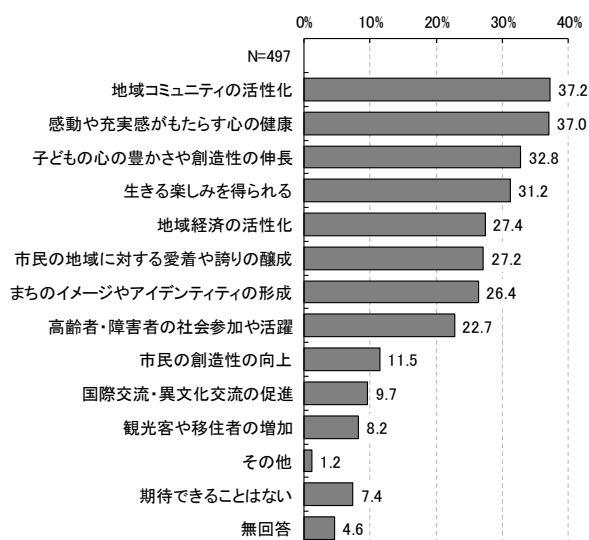
文化芸術が地域や市民にもたらす多様な効果を共有していくことにより、文化芸術振興の役割を市民に広げ、まちに展開するための素地をつくっていく必要があります。

また、地域全体にかかわることとして、まちに展開していくためにも、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、他の分野と連携しながら、多くの市民に行き届く取組として推進していく必要があります。

### ① 文化芸術を通した市民、地域への効果の共有

地域の活性化や愛着の醸成など複合的に生み出される効果を文化芸術に関する施策の中で実現していくためには、市民や文化芸術団体など、地域で文化芸術活動を実施する人々をはじめ、様々な主体とその効果や意義を共有し、協働で進めていくことが必要です。

また、地域の文化資源（人、団体、活動、歴史など）と市民を結びつけていくことにより、地域を知り、地域に愛着を持つ市民を増やす必要があります。



文化芸術振興に期待する効果

出典：平成 29 年度文化芸術に関する市民アンケート

### ② 文化芸術の効果を意識した取組の拡大

市内では、活動団体等による文化芸術を通じた産業振興や地域活性化、社会貢献などに結びつける取組が行われています。文化芸術の担い手としてそれぞれの役割を位置づけるとともに、人と人がつながり、地域を元気にしようとしている活動を推進していくことが必要です。

### ③ 健康や福祉など、他分野と結びつけた取組の推進

健康や観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、他分野との連携を進めることにより、文化芸術振興を超えた人とのつながりや取組を広げ、事業やイベント等において積極的に発信していく必要があります。また、活動団体などにおいても、個人や団体の満足だけでなく、地域への役割を意識した上で取り組んでもらうことが期待されます。

### ④ 共生社会の実現に向けた取組の推進

年齢、性別、国籍や障害の有無などの違いを越え、誰もが利用しやすく、暮らしやすい環境の整備や意識啓発の重要性はますます高まっています。地域に住む住民として、互いに協力し合い、暮らしやすいまちを目指していくことが重要であり、団体ヒアリングにおいても「多様な人々がいることを肯定的に考える認識を広めていく必要がある」という意見がありました。

また、平成 29 年度の市民アンケートの結果で、若い世代の国際的な理解の推進などの取組について、意識が高い傾向が見られ、子どもたち自身も自然と国際化が身近な課題として捉えられていることも考えられます。今後も促進する国際社会において、子どもたちが身に付けるべき知識や意識に関する教育が重要となります。



目指すべき姿

目指すべき姿に併せて複合的に生み出される効果

市民一人ひとりが文化芸術を享受・創造・発信できる  
文化の香りあふれるまち

文化芸術に触れること＝自ら学ぶこと、感じること、楽しむことが

**心身の健康**につながっている

文化芸術を通じて地域を知り、かかわり、参加することが

**地域への愛着**につながっている

文化芸術に触れることで多様性に対する寛容さが高まり、

**共生社会の実現**につながっている

文化芸術を通じて人と人のつながりが生まれ、

**地域が活性化**している



目指すべき姿に併せて複合的に生み出される効果との関係 ▶

基本方針	施策	心身の健康	地域への愛着	共生社会	地域の活性化
<b>基本方針1 参加のきっかけづくり</b>					
	施策1 ライフステージ等に合わせた文化芸術活動の提供	●	●	●	
	施策2 気軽に文化芸術に親しむことができる機会づくり	●	●	●	●
	施策3 子どもが文化芸術に出会うきっかけづくり	●	●	●	●
	施策4 市民に届く効果的な文化情報の提供	●	●	●	●
<b>基本方針2 市民が活動しやすい環境づくり</b>					
	施策1 文化芸術を身近にする活動場所の確保	●	●		
	施策2 市民の文化芸術活動を支える環境づくり(文化施設のあり方)	●	●	●	●
<b>基本方針3 文化芸術を担う人づくり</b>					
	施策1 自立的な文化芸術活動の推進				●
	施策2 次代の文化芸術を担う人づくり		●		●
	施策3 文化芸術を支える人材の育成と活用			●	●
	施策4 多彩な文化芸術の担い手を広げる取組の推進	●	●	●	●
<b>基本方針4 伝統文化等の継承</b>					
	施策1 文化財の保存・継承と活用		●		●
	施策2 地域の特色となる文化芸術の形成	●	●	●	●
<b>基本方針5 交流による活動の拡大・活性化</b>					
	施策1 障害者や外国人など多様性への理解と交流の促進	●		●	●
	施策2 他分野と結びつけた文化芸術活動・交流の促進			●	●
	施策3 多様な担い手の連携によるまちづくりへの促進		●		●
	施策4 近隣市や姉妹都市・友好都市との交流	●	●		

## 1 文化芸術の担い手

第2期計画における文化芸術の担い手とは、市民団体など、活動者が中心的な文化芸術活動の担い手となることはもとより、文化芸術にかかわる全ての市民が文化芸術の担い手であると捉えます。

文化芸術にかかわる市民の輪を広げるためには、右の図のようなイメージを持って2つの視点で進めていくことが重要です。

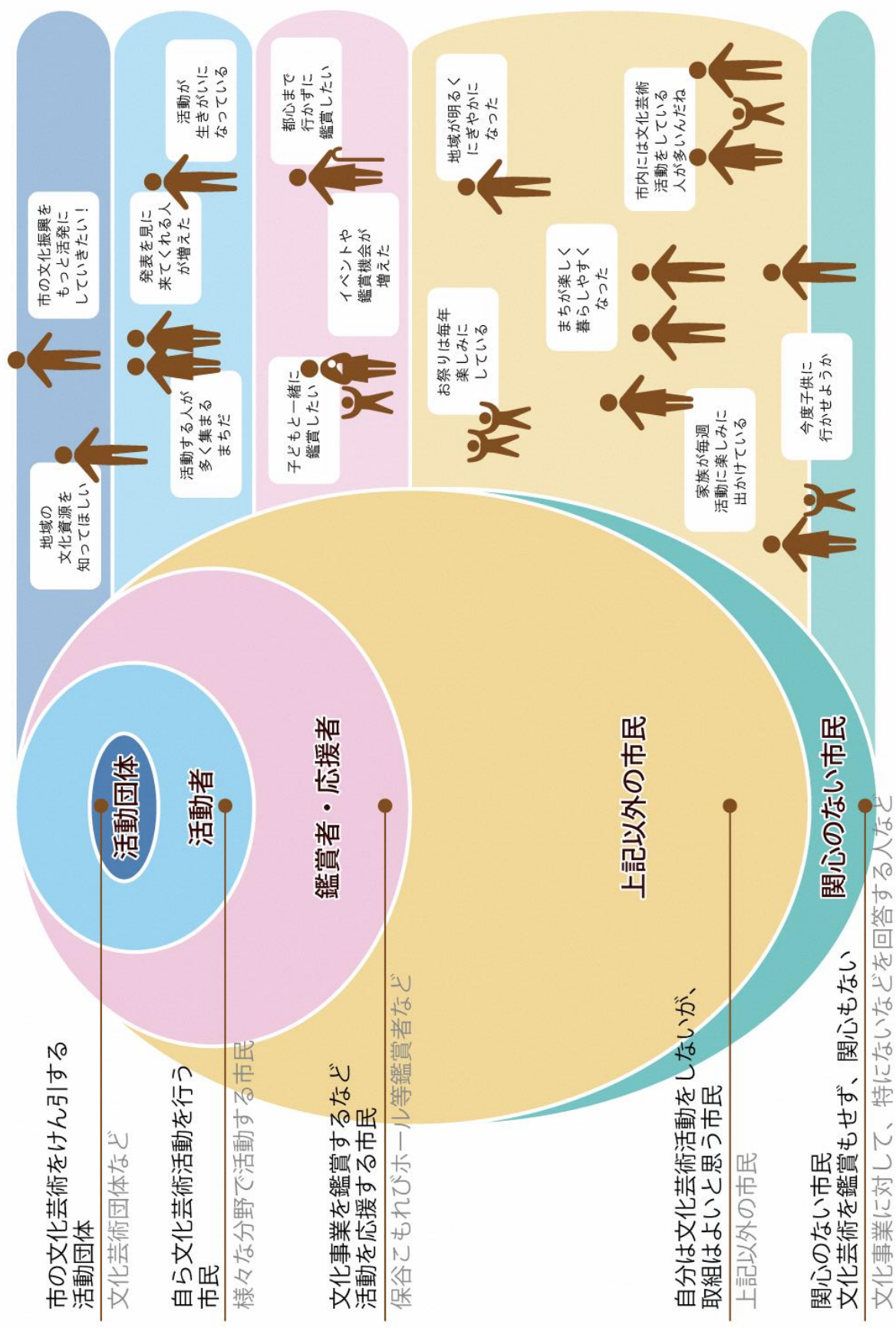
一つは、「鑑賞者・応援者」が文化芸術に触れることで自ら活動を始めることや、これまで文化芸術を鑑賞していなかった「上記以外の市民」が鑑賞するようになるなどの、活動のステップアップです。もう一つは、個人的に音楽活動をしていた「活動者」が地域の文化イベントに参加することや、文化芸術活動をしていない「上記以外の市民」が家族の活動を応援するようになるなど、それぞれの状況に応じて、文化芸術への認識や価値観の向上を図ることです。全ての市民の文化芸術に対するかかわり方が少しずつ変化することにより市全体の文化芸術の推進を目指します。

文化芸術を通して様々なかかわりが生まれます。

演奏や制作などを行うことで「活動者」は作品を提供し、「鑑賞者」はその作品を見たり、聴いたり、味わったりすることで活動者の発表を支えます。その他、活動を直接支援するボランティアなどの「応援者」や地域の文化芸術振興をけん引する「活動団体」がいます。

また、自ら積極的に文化芸術活動を実施しない場合も、活動団体が参加するイベントに足を運ぶ、または地域の取組を見守る「上記以外の市民」や「関心のない市民」も含めて、相互に文化芸術を支え合う《市民の輪》を広げていきます。

文化芸術にかかわる市民の輪を広げるイメージ



## 2 基本方針の考え方

### 基本方針1 参加のきっかけづくり

#### 【機会の充実】

市民が文化芸術に対する関心や興味を深めるために、多彩な文化芸術に触れる機会を提供します。

都心に近く、実際に市民が鑑賞している場所も市外が多い状況を踏まえると、地域が担う文化施策として、市民にとって文化芸術をより身近に親しめる環境にすること、市民が文化芸術を楽しむ方法を知ることができるような鑑賞・体験の機会を提供していくことが重要です。特に子どもたちに対しては、文化芸術に触れることで豊かな情操を育み、創造性を高めるとともに、将来の文化芸術の担い手となっていくように、長期的な効果を見据えて取り組んでいくことが大切です。

そのため、未来の担い手となる子どもたちが、保護者の経済状況や興味に左右されることなく、地域で文化芸術を享受できるように努めることが重要です。自ら遠方まで出かけることが難しい高齢者などは、地域で楽しめる鑑賞機会があることで、生きがいや社会参加などにつながることから、保谷こもれびホールなどを活用した鑑賞機会や情報の充実を図ります。

また、文化芸術に関する情報は、文化芸術に触れるきっかけであり、充実した活動を維持・継続するための重要なツールであると同時に、市内外に西東京市が実施する様々な取組について発信するものであることを踏まえ、効果的な情報発信をしていきます。

### 基本方針2 市民が活動しやすい環境づくり

#### 【活動環境の充実】

市民が主体的に文化芸術活動に取り組み、さらに、地域で様々な活動が生まれ、まちが活性化していく活動を支える環境づくりを推進します。地域で市民が身近に文化芸術に親しむために、文化施設をはじめ、広場や商店街など、市民が日常的に訪れる場の活用を図っていくことが重要です。

また、文化施設は文化芸術活動をする人、鑑賞する人を中心に、地域の文化芸術の拠り所として、人や情報など様々な文化資源が集まるところです。平成10年の開館から20周年を迎えた保谷こもれびホールやその他の施設を含め、将来人口や市民ニーズなどを踏まえながら、市民の文化芸術活動を支える文化施設のあり方について総合的に検討していく必要があります。

### 基本方針3 文化芸術を担う人づくり

#### 【担い手の拡大】

市において文化芸術を振興する上で最も欠かせないものは地域で活動する人々です。文化芸術に求められる社会的な役割が再認識される中、文化芸術を通して生み出される効果を活動者や鑑賞者などと共有しながら、協働で推進していくことが重要です。

また、担い手の中心となっている市民団体などの活動者が自立的に活動できるよう支援するとともに、次代の文化芸術の担い手となる人材の育成を推進します。

さらに、そのような地域で文化芸術活動を支援する人、共感して楽しむ人、見守る人など、多様な人々の輪を地域の中で広げていくことも、文化芸術における重要な人づくりとなります。

このように、文化芸術を支える多様な人づくりに取り組むことで、将来的にも西東京市の文化芸術活動が市民により活発に行われていくように推進します。

地域で育まれてきた伝統文化や歴史的な文化資源、風景などは、市民が日々の生活の中で触れることで地域への愛着や誇り、地域のコミュニティ形成につながるものであり、多くの人々とその価値を共有していくことが重要です。

西東京市の歴史は古く、「<sup>したのや</sup>下野谷遺跡」は、縄文時代中期から人々がこの地で暮らしていたことを物語る貴重な文化遺産となっています。その保存はもとより、付加価値をもたらすような活用も検討し、より魅力的な存在となるよう推進していきます。その他、地域の中で受け継がれている無形文化財などの多彩な文化資源が市民に広く知られ、親しむことができるよう取り組んでいきます。

また、市内各所で行われている文化芸術活動なども含め、将来に受け継ぐ文化資源を見出し、発掘していくことによって、地域の特徴的な地域文化を形成していきます。

文化芸術は、様々な人や団体、地域、あるいは分野を超えて結びつく可能性があることから、多様化する地域の課題に対して、横断的に働きかけることが期待されています。そのため、様々な文化施策を推進する際にも、多様な市民が参加し、民間事業者や教育施設など含め、様々な主体の連携・協働・交流が図られるように推進していくことが重要です。

年齢、性別、国籍や障害の有無にかかわらず、文化芸術を通して地域の人と交流し、地域参加の機会を増やしていくことにより、誰もが住みやすいまちづくりを目指します。

文化芸術の担い手がそれぞれの役割を認識し、個々の能力を発揮していくことによって大きな力となります。そうした力を地域で広げていくことによって、分野を超えた人と人とのつながりが生まれ、地域の産業振興やボランティアなどの社会貢献、地域活性化につながっていきます。

## 第4章

# 文化芸術振興に向けた施策の展開

基本方針に基づき推進する施策の方向性について示します。各施策の取組の概要やイメージに合わせて、市民のニーズや事業実績を確認しながら、毎年度、検討・企画して事業化を図ります。

### 基本方針1 参加のきっかけづくり

### 【機会の充実】

#### 施策1 ライフステージ等に合わせた文化芸術活動の提供…………… **ホール事業**

- ◆ ライフステージによって生活スタイルや趣味などが変化するとともに、文化芸術に関するアクセシビリティ\*4や機会も変化していきます。
- ◆ 各人が生涯を通じて文化芸術に親しむことができるよう、身近なものから質の高いものまで、ライフステージを考慮した様々な世代に対する文化芸術活動の機会を提供します。

##### 【取組例】

親子を対象とした鑑賞会

健康

共生

高齢者を対象とした公演、高齢者大学での文化芸術活動 など

健康

共生

- ◆ 障害の有無や国籍にかかわらず、誰もが文化芸術に触れることができるよう、多言語化やバリアフリーなどに配慮したプログラムを推進します。

##### 【取組例】

バリアフリーに配慮したプログラムの提供

共生

地域ゆかりの文化を題材にしたプログラムの実施

愛着

#### 施策2 気軽に文化芸術に親しむことができる機会づくり…………… **ホール以外の事業**

- ◆ より多くの人に文化芸術に親しんでもらうためには、ホールなどの限られた空間だけでなく、その他の公共施設やオープンスペースなどの開かれた場で、気軽に楽しめる機会を提供することや文化芸術の楽しみ方を知ることができる機会を充実していくことが考えられます。
- ◆ ミニコンサートや他のテーマと合わせた鑑賞など、市民が気軽に音楽等を楽しめる機会や場として、身近に鑑賞・体験できる機会を提供します。

##### 【取組例】

文化施設のホールなどの既定の場所以外で気軽に楽しめる鑑賞機会の提供

(ロビーコンサート、避難訓練つきコンサート、アスタ2階センターコートでのコンサート)

対話による美術鑑賞 など

愛着

共生

活性化

- ◆ 活動団体は市内の文化芸術の中心的な担い手であり、各分野の魅力や楽しみ方を知っているプロであるといえます。団体の活動を通して、市民が鑑賞・体験の機会や活動の場を知ることができるような取組を推進します。

##### 【取組例】

保谷こもればホールにおける活動団体との共催事業 など

活性化

\*4 アクセシビリティ：年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

**施策3 子どもが文化芸術に出会うきっかけづくり……………子どもに特化した事業**

- ◆子どもの頃の体験はその後の成長の基盤となるものであり、文化芸術は子どもたちの豊かな創造力や思考力、コミュニケーション能力などを養います。
- ◆地域の文化施設や学校などで質の高い音楽や演劇、絵画、伝統文化など、多彩な文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- ◆保谷こもれびホールを中心に地域で文化芸術に触れることを通じて、子どもたちが自ら興味を持ち、多彩な文化芸術を体験すること、楽しむことができるような取組を推進します。

**【取組例】**

地域の文化資源学習、文化施設による学校へのアウトリーチ事業\*5 愛着  
 学校、地域等と連携した文化芸術活動の推進 健康 愛着 共生 活性化  
 近隣の美術館等文化施設との連携 など

**施策4 市民に届く効果的な文化情報の提供……………各事業の情報発信**

- ◆文化芸術に関する取組を知るため、活動を始めるためなど、市民が必要な情報が円滑に届く仕組みづくりが必要です。多種多様な情報があふれている中、発信した情報を対象者に拾い上げてもらうためには、年齢等に応じた様々な情報媒体の活用や市民がアクセスする時や機会を狙った発信など、計画的に情報発信していく必要があります。
- ◆保谷こもれびホールや西東京市市民協働推進センターゆめこらぼなど、市の文化情報を有するネットワーク化を図り、地域のイベントや様々な活動の情報を強化します。

**【取組例】**

文化施設やイベント、市民活動の情報の集約と発信 など 活性化

- ◆世代や個人の状況によって、情報にアクセスする機会や方法、媒体が異なることから、それらを考慮した情報発信の充実を図ります。

**【取組例】**

子育て中の子育て相談、定期健診時の鑑賞機会の情報提供 健康 共生  
 子どもや親世代に対する学校を通じた情報発信 愛着 活性化  
 若い世代に向けたSNS\*6による情報発信 など 活性化

- ◆市内では、活動団体が活動の一環として地域の文化や人材の紹介、文化芸術を通じた地域情報の発信などが行われています。また、インターネットを活用した情報発信手段の多様化により、市民が情報を受け取るだけでなく、SNS等を通じて自らが発信者となり、それぞれの関心や体験を共有することが日常的になっています。
- ◆市の文化資源や事業において、市民が発信しなくなる仕組みをつくることにより、市民による情報発信を促進します。

**【取組例】**

地域の文化や地域情報の発信の促進 共生 活性化  
 事業やイベントで写真スポットを設けることで、市民のSNS等による発信を促す  
 など 愛着 活性化

- ◆地域の鑑賞・体験機会や活動場所等について、市民が継続的に文化芸術活動に取り組むための情報集約と発信を行います。

施策1 文化芸術を身近にする活動場所の確保

- ◆文化施設はその場所も来る人も限られています。日常生活の中で文化芸術に出会える機会をつくっていくことによって、市民にとって文化芸術がより身近に、自然に楽しめるものになっていくと考えられます。
- ◆そのため、広場や商店街など、市民が日常的に親しむ場所であるまちなかの様々な施設や場を活用したイベントやギャラリー等を検討することにより、文化芸術に関する価値観や認識の向上を図ります。

【取組例】

福祉施設、商店街、空き地、社寺などを活用したイベントやギャラリー等多様な参加の機会を受ける場の確保

市民交流施設における文化芸術活動の推進 など

健康 愛着

健康 愛着

施策2 市民の文化芸術活動を支える環境づくり（文化施設のあり方）

- ◆文化施設は文化芸術振興の拠点であり、鑑賞や体験、活動における身近な場や市民が集う場として地域文化の形成を担っており、中長期的な視点を含めて、市民のニーズや地域の実情に合わせた計画的な環境づくりが必要となります。
- ◆短期的には、各施設の保全計画の策定をした上で、既存施設における最大限の活用やソフト面での機能強化などが考えられます。中長期的には、保全計画に基づき、必要に応じて計画的に改修を進めながら、館内サインや客席などのユニバーサルデザイン\*3などの設備的な強化や計画的な文化施設のあり方について検討を進めていきます。
- ◆市内各所で市民の自主的な文化芸術活動が行われるよう、保谷こもれびホールを拠点とした文化施設や市民の身近な活動場所である公民館・市民交流施設等のほか、公共・民間を問わず他の施設の活用について関係機関等との調整に努めます。
- ◆西東京市民会館閉館後の対応については、市民サービスの維持・向上や財政効率化の観点から、官民連携事業の手法を検討しつつ、必要な活動場所の確保に向けて取り組みます。
- ◆各文化施設の機能・特性や役割分担の検証を踏まえ、将来的には保谷こもれびホールの耐用年数を見据えながら、20万人都市にふさわしいホール機能や広域的連携などを検討します。
- ◆市民交流施設のうち「地域型交流施設\*7」については、一定の施設規模・機能を備えており、市民主体の文化芸術活動を通じて人と人とのつながりが生まれ、地域の活性化に寄与する施設として位置付けます。
- ◆既存の公共施設全般について、文化芸術活動の利用拡大について検討します。また、新施設設置や施設更新時には文化芸術活動の利用用途についても検討します。

【取組例】

文化施設利用者懇談会等による市民意見の把握

など

健康 愛着 共生 活性化

\*3 ユニバーサルデザイン：16頁の注釈を参照してください。

\*5 アウトリーチ事業：劇場・音楽堂など芸術を鑑賞する施設以外の場所において、アーティストの学校や福祉施設への派遣や、ミニコンサートや参加体験型事業により、文化に触れる機会を提供すること。

\*6 SNS：ソーシャルネットワークワーキングサービスの略称。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトのこと。Facebookなど。

\*7 地域型交流施設：市民交流施設のうち、地域の住民で構成する管理運営協議会が指定管理者として運営を行っている施設。



施策1 自立的な文化芸術活動の推進…………… **活動者を対象とした取組**

- ◆文化芸術活動は市民が主役であり、各主体が自立して行うことが期待されます。
- ◆そのため、市民による地域の文化芸術振興がより活発に行われるように、活動団体等の活動の下支えとなる発表やPR等の機会提供、広報等の支援を行います。

【取組例】  
 国や都の文化芸術に関する様々な助成制度等についての情報を提供 **活性化**  
 保谷こもれびホールによる活動団体の自主企画や運営についてのアドバイス など

- ◆市の文化芸術をけん引する活動団体などが、市が推進している文化施策における活動団体の役割について理解し、共有することで、市の文化芸術がより豊かで活発な取組となるよう協働して推進します。

【取組例】  
 文化芸術を活用した地域の活性化等の事業の実施 など **活性化**

施策2 次代の文化芸術を担う人づくり…………… **将来の活動者などを育てる取組**

- ◆地域に根付いた文化芸術活動を推進することにより、地域の文化芸術の担い手が豊かになっていくとともに、地域の将来の文化芸術の担い手へとつながっていくと考えられます。
- ◆西東京市ゆかりの文化人などを招いて事業を実施するなど、市内の人的資源の集約と活用を図り、地域への愛着や誇りを醸成します。

【取組例】  
 地域のアーティストなどの把握と集約 **愛着** **活性化**  
 地域ゆかりのアーティストを活用した企画の実施 **愛着** **活性化**  
 多様な人材を活用した文化事業の推進 など **活性化**

- ◆文化芸術活動を行っている子どもたちが技術の向上やより実践的な経験を積むため、専門的な指導の機会や場の支援を行うことで、次代の文化芸術活動の担い手を育みます。

【取組例】  
 文化芸術に取り組んでいる若手の人材育成(音楽クリニック等) **愛着** **活性化**  
 入門講座やワークショップの実施  
 子どもを対象としたワークショップ など **愛着**

- ◆市内には、子どもから高齢者まで幅広い年代の市民が参加する多種多様な団体が活動しています。世代を超えた交流などを通じて、市民が互いに教え、学び合い、共に育ち、成長していくことが広く行われるよう推進します。

【取組例】  
 高齢者が子どもたちに歴史や文化、技術を教えるなど、世代を超えた学び方、楽しみ方を共有する取組 など **愛着** **共生**

**施策3 文化芸術を支える人材の育成と活用…………… 応援者を対象とした取組**

- ◆活動を支えるボランティアは、市民主体の文化芸術活動を推進する重要な担い手であり、個人の関心や趣味・特技を生かした社会貢献や地域参画の機会となります。
- ◆市内の文化イベントや保谷こもれびホールで取り組んでいる市民ボランティア活動を継続するとともに、参加しやすい仕組みづくり、活躍するための機会づくりなどを通して、市民同士の文化芸術活動の活性化を図ります。

**【取組例】**

ボランティアの人材育成と人員の確保

共生

活性化

ボランティアの登録制度と運用の仕組みづくり など

共生

活性化

- ◆ボランティア活動の充実と人材育成に向けた養成講座を実施し、市民が主体となって活動を継続できるよう、組織化に向けた支援を行います。
- ◆高齢者の経験や知識を地域の学びやにぎわいづくりに活用するとともに、高齢者自身の社会参加の場を広げる機会として推進します。

**施策4 多彩な文化芸術の担い手を広げる取組の推進…………… 市民などを対象とした取組**

- ◆文化芸術への関心の有無にかかわらず、文化芸術の担い手を広げていくために、人々が生活の中で文化に結びつき、関心や興味を高めていくことが必要です。
- ◆そのため、商店街、自治会などによる場所や機会の提供、活動団体との連携など、地域の人々が文化芸術にかかわっていくことによって担い手を広げます。
- ◆個人の楽しみに留まらず、見ている人が元気になった、商店街がにぎわった、参加して地域の人とふれあえたなどの相乗効果を市民が実感できるよう、文化芸術を通じた地域づくりにつなげる体験を推進します。

**【取組例】**

文化芸術を活用した地域の活性化等の事業の実施《再掲》 など

健康

愛着

共生

活性化

施策 1 文化財の保存・継承と活用

- ◆文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産であり、適切に保存・継承していく必要があります。さらに近年では国の政策の中で文化財の活用が推進されており、積極的な発信や活用が求められています。
- ◆市内の有形・無形の文化財を次代に継承していくため、適切に維持・管理を行うとともに、地域の文化財や歴史的資料の情報提供や活用を推進します。

【取組例】

インターネットを活用した地域の文化財、文化資源のアーカイブ\*<sup>8</sup>の充実と活用  
(図書館ホームページで実施しているデジタル資料との連携) など

愛着

- ◆下野谷遺跡<sup>したのや</sup>などの文化財について、市民の関心や認知度を高めるため、市民に分かりやすいストーリーを交えた歴史を紹介するなど、文化資源と市民が親しむ機会を創出します。

【取組例】

文化財を活用したイベント等の開催 など

活性化

施策 2 地域の特色となる文化芸術の形成

- ◆文化資源は地域の歴史文化を後世につなぐ貴重な財産であり、西東京市の郷土意識の基盤となるものと考えられます。
- ◆市民の郷土に対する意識と愛着の醸成を目指し、西東京市が歴史の中で培ってきた生活文化、伝統芸能、文化的景観などのほか、学術的な価値のあるものだけでなく、市民に愛される地域の特徴的な文化資源を発掘・共有する取組を推進します。
- ◆市内各所で取り組まれている文化芸術活動や様々な交流によってもたらされた行事やイベントなどが、地域の特色となる豊かな文化として共有・定着し、後世まで継承していけるよう推進します。

【取組例】

地域性や歴史的な面白さがある文化資源の発掘

愛着

活性化

市民が愛着のある市内の景観などを切り取る写真コンクールの実施

(地域で写真展を開催する(地域の事業者などに協力してもらい、ミニギャラリーを設けるなど)ほか、ホームページを活用して発信する→地域で共有することで市民が再確認できる機会をつくるなど) など

健康

愛着

共生

活性化

\*<sup>8</sup> アーカイブ：ここでは、収蔵品などの文化資源をデジタル化して記録保存し、インターネットを通じて提供するデジタルアーカイブの構築を指しています。アーカイブ化することにより、破損や劣化の心配なく資料を提供することや、時間や場所の制約なく資料にアクセスすることができるようになります。

施策1 障害者や外国人など多様性への理解と交流の促進

- ◆文化芸術を通じて新しいものの見方や考え方を知ること、他者との文化的差異を認めることは、感じ方や考え方を豊かにしてくれます。
- ◆障害者や外国人などの地域社会への参加の機会をつくとともに、市民が多様性を認め合うための意識啓発、価値観の醸成を図ります。

【取組例】

障害者アートイベント、外国人日本語スピーチコンテスト 健康 共生  
 留学生ホームビジット、多文化体験with Kids、子ども対象「多言語で楽しく！」などの多文化共生・国際交流行事の実施 など 健康 共生

- ◆文化芸術を接点として国際文化交流の機会を設けることにより、多様な文化を尊重する心を育むなど相互理解の取組を推進します。

【取組例】

外国籍市民等による自国の文化の紹介及び日本の文化を紹介し、相互に親しんでもらう交流事業など 共生 活性化

- ◆市民、団体等による共生社会を支える活動を推進し、活動団体等が実施する公演や発表において、障害者や外国人などが参加しやすい取組について支援します。

施策2 他分野と結びつけた文化芸術活動・交流の促進

- ◆観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野との連携による事業を実施することで、他分野をきっかけに文化芸術以外に関心のある層を呼び込むことが期待できます。
- ◆福祉施設など、他の関連分野と連携した取組をすることで新たな発表の機会を得るだけでなく、地域とのかかわりや社会貢献などを通して文化芸術活動の広がりを図ります。

【取組例】

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野の推進施策と結びつけた活動・発信の場の拡大 共生 活性化  
 (小学校等へのアウトリーチ事業\*5の実施など)

- ◆文化芸術活動が活動者の満足にとどまらず、地域の活性化や子どもたちの学びの向上などの目的意識や活動を通じた波及効果を狙う活動を促進します。

【取組例】

文化芸術を活用した地域の活性化等の事業の実施《再掲》 など 共生 活性化

\*5 アウトリーチ事業：28頁を参照してください。

### 施策3 多様な担い手の連携によるまちづくりへの促進

- ◆市内各地で行われている文化に関する行事やイベントは、市民が互いに出会い、互いの取組や考え方を知るなど協働する仲間が集まる場となります。
- ◆多様な主体の理解や協力を得ることで、地域の密なつながりや人の輪を広げていきます。商店街や町会など、周囲の協力を求めることにより、活動の見える化を図ります。

#### 【取組例】

地域での各イベントを実施する際の主体間連携の促進 など

愛着

活性化

- ◆民間や大学等の連携による活動の展開専門的な知識やノウハウ、人材を有する民間や大学等と連携し、技術の向上や活動の活性化、新たな視点の導入を図ります。

#### 【取組例】

市内大学等との連携

愛着

活性化

教育機関との情報を交えた交流 など

愛着

活性化

### 施策4 近隣市や姉妹都市・友好都市との交流

- ◆近隣市や姉妹都市・友好都市などと多面的な交流をすることにより、お互いの地域資源や魅力を活用し、市民が体験できる場や機会が豊かになることが期待されます。
- ◆西東京市と、隣接する小平市、東村山市、清瀬市、東久留市の5市は広域行政圏を形成し、文化事業や図書館の相互利用等のサービスを提供しています。
- ◆多摩北部都市広域行政圏協議会が実施する「多摩六都フェア」をはじめとして、自治体同士の連携を促進します。広域的な連携によって、様々な人的資源や環境等を充実させ、先導的な役割を果たすプロジェクトを推進します。

#### 【取組例】

多摩六都フェアの開催(文化芸術イベントの実施)

健康

愛着

共生

子ども体験塾 など

- ◆西東京市は、福島県南会津郡下郷町と姉妹都市の協定を、山梨県北杜市(旧須玉町)や千葉県勝浦市と友好都市の協定を結んでいます。
- ◆姉妹都市や友好都市の取組や地域資源の紹介や交流促進を行うことにより、市民同士の互いの地域資源を活用した様々な交流の取組を支援します。

#### 【取組例】

姉妹都市・友好都市と連携した文化事業 など

愛着

## 1 推進・管理のための体制

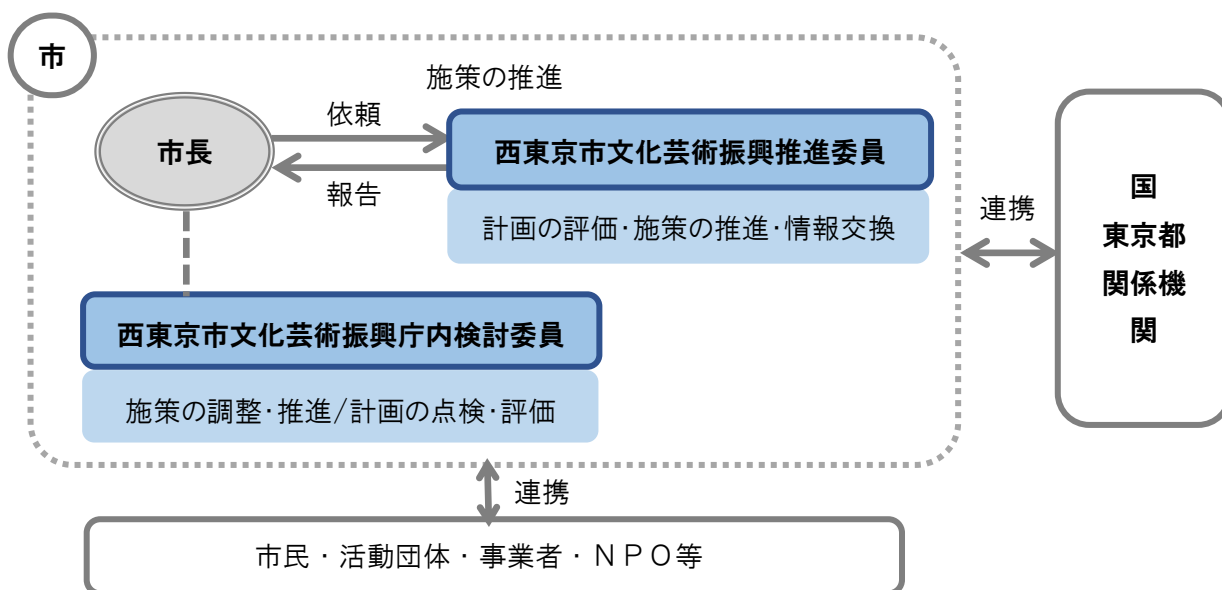
市は、計画推進及び進捗状況の確認のため、以下の組織を設置します。

### 西東京市文化芸術振興推進委員会

- ・学識経験者や公募による市民等で構成する。
- ・文化芸術振興条例に基づく推進機関である。
- ・市長の依頼を受けて、計画の策定に関すること、評価や見直しに関すること、文化芸術の振興施策の推進に関すること等について、協議及び検討し、その結果を市長に報告する。

### 西東京市文化芸術振興庁内検討委員会

- ・市の関係各課の代表で構成する。
- ・行政内での計画の推進組織として、文化芸術にかかわる施策を調整する。
- ・計画の進捗状況について把握し、その点検、評価を行う。



## 2 情報発信

文化芸術にかかわる情報発信は、市の文化芸術の方向性を市民に示すとともに、市民の文化芸術活動のきっかけや活動継続等を支える重要なツールでもあります。各取組の対象となる市民に情報が届き、市民と文化芸術活動を結びつけることができるよう、計画的に推進します。

また、文化芸術にかかわる市民等で構成する「西東京市文化芸術振興推進委員会」を市の文化施策における情報交換の場としても活用していきます。

### 3 各主体の役割

計画の推進にあたっては、市民、市民団体、各教育機関、文化施設、市などがそれぞれ主体的に文化芸術活動やその推進に取り組むとともに、各主体に求められる役割や連携を強化していくことが必要です。

#### (1) 市民

- ◆ 文化芸術の効果を認識し、共感する
- ◆ 文化芸術の担い手として、振興を支える多様な役割を担う、地域文化の主役である
- ◆ 文化芸術にかかわる取組を理解・尊重し、活動者や鑑賞者・応援者あるいは、それを見守る市民として努める

#### (2) 活動団体

- ◆ 文化芸術の活動を始めるきっかけづくりや活動の継続に貢献する
- ◆ 市民の能動的な文化芸術活動を支える
- ◆ 身近な文化芸術活動の担い手として、分かりやすく市民に文化芸術の楽しさを伝える
- ◆ 地域のイメージ向上、にぎわいづくりを行う

#### (3) 教育機関

- ◆ 子どもたちの豊かな感性を育む場づくりを行う
- ◆ 家庭や地域と協働で取り組む
- ◆ 市や国などが行う文化芸術に触れる機会や情報を子どもたちに積極的に提供する
- ◆ 近隣大学は、一般向けの生涯学習講座など知的資源を提供することで市民の向学心を増進させることが期待される

#### (4) 民間事業者等

- ◆ 文化芸術にかかわる事業への協賛、地域のイベントの支援をする
- ◆ 人が集まる施設やスペースを持つ民間事業者はコンサートや壁面ギャラリーなどを実施する
- ◆ 商店街などによる文化的なにぎわいづくりを行う
- ◆ まちのイメージづくりを行う

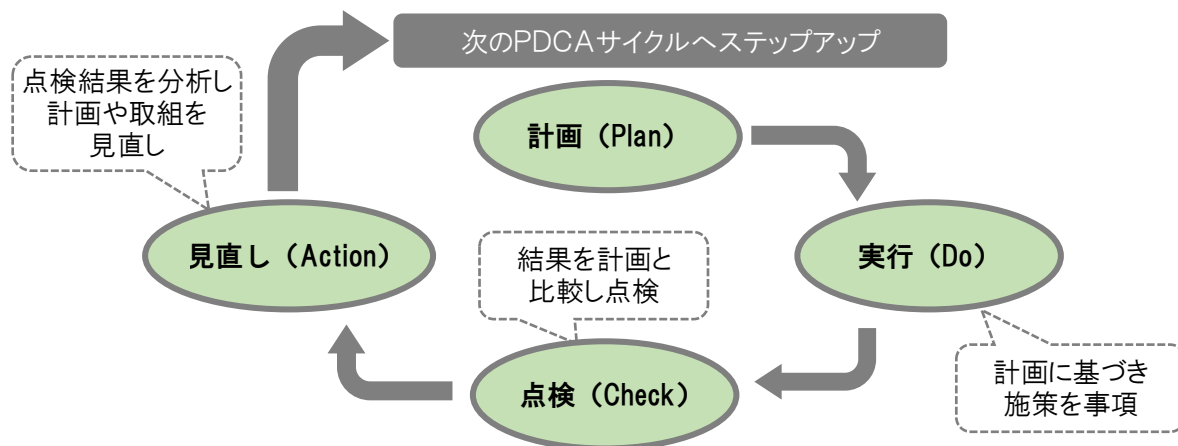
#### (5) 市

- ◆ 文化芸術に関する施策の総合的な計画策定及び推進、管理を行う
- ◆ 文化施設等の環境整備を行う
- ◆ 人や団体、民間等各主体のつなぎ役となる
- ◆ 多様で魅力的な鑑賞機会や体験の場を提供する
- ◆ 文化施設は市民の文化芸術活動を支える受け皿として、鑑賞・体験機会の提供と情報発信を強化する
- ◆ 積極的に活動をしている市民、市民団体を支援する

## 4 進行管理

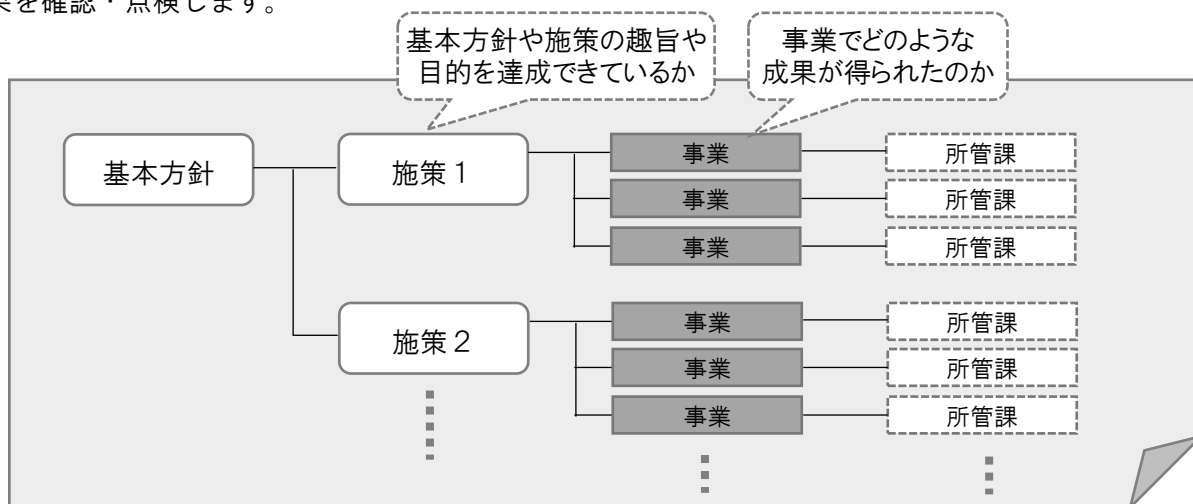
### (1) PDCAサイクルによる進行管理

市の文化芸術振興施策の推進には、各施策展開について、実効性を確保するための進行管理を行う必要があります。各施策に関して、「計画（Plan）」「実行（Do）」「点検・評価（Check）」「見直し（Action）」のPDCAサイクルを繰り返し行うことで、取組の実効性を確保します。



### ■施策・事業のPDCA

毎年度、基本目標—施策ごとにひもづけられた各事業について、所管課が実績をもとに自己評価を行い、「西東京市文化芸術振興推進委員会」、「西東京市文化芸術振興庁内検討委員会」がその結果を確認・点検します。



### ■計画全体のPDCA

また、計画最終年度には、5年間の取組や成果、アンケートや利用者意見などの市民意見、各関係者へのヒアリング調査などをもとに総合的に分析・評価し、次期計画に向けた見直しを行います。

### (2) 進行管理への市民参加の推進

市民アンケート、ワークショップ等を通じて、幅広い市民の意見を得ながら、計画の進行管理を進めます。



## 5 財源の確保

---

今後、文化芸術を振興していくためには、長期的な視点において、継続的な取組を支える安定した財源としての文化芸術振興基金の確保等、財政基盤の整備が必要です。

また、西東京市における文化施策は、文化芸術の範囲だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野と連携し、各分野との融合による施策を展開して、財源の確保に努めます。あわせて、本計画の推進を促進するため、文化芸術振興基金の効果的活用方法についても検討を進めます。

## 6 国や他機関との連携

---

西東京市の文化芸術を振興していくためには、国や他地域における地方公共団体や関連機関と連携を図ることが必要です。市内外の様々なネットワークを通じて、双方向で文化芸術を振興するための仕組みづくりに努めます。

## 1 西東京市文化芸術振興計画策定過程

### (1) 西東京市文化芸術振興推進委員会設置要綱

#### 第1 設置

西東京市文化芸術振興条例（平成21年西東京市条例第32号。以下「条例」という。）第8条の規定により、西東京市における文化及び芸術（以下これらを「文化芸術」という。）の振興施策を推進し、及び文化芸術の振興について協議及び検討をするため、西東京市文化芸術振興推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### 第2 所掌事項

委員会は、市長の依頼を受けて、次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に提言する。

- (1) 西東京市文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 振興計画の施策の推進に関すること。
- (3) 振興計画の施策の点検及び見直しに関すること。
- (4) その他市長が文化芸術の振興施策の推進に当たって必要と認めること。

#### 第3 組織

委員会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 公募による市民 4人以内
- (3) 西東京市民文化祭実施要綱（平成22年5月14日付22西生文第88号市長決裁）に規定する西東京市民文化祭実行委員会の実行委員長

#### 第4 任期

委員の任期は2年とし、再任は3回までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞ

れ委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### 第6 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

#### 第7 意見の聴取等

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### 第8 公開

委員会の会議は、原則として公開とする。

#### 第9 謝金

市長は、第3に規定する委員が委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。

#### 第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

#### 附 則（平成24年6月1日）

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

#### 附 則（平成29年6月1日要綱）

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(2) 西東京市文化芸術振興推進委員会名簿

任期：平成 年 月 日～平成 年 月 日（敬称略、選任区分内で五十音順）

	選任区分	氏名	所属
	学識経験者		
	学識経験者		
	学識経験者		
	学識経験者		
	学識経験者		
	西東京市民文化祭 実行委員会委員長		
	公募市民		
	公募市民		
	公募市民		
	公募市民		

◎委員長 ○副委員長

(3) 推進委員会における会議の経緯

平成29年度	8月31日	平成29年度 第1回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 委員会の運営について ○ 平成29年度推進委員会及び計画推進スケジュールについて
	10月4日	平成29年度 第2回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 「平成29年度 施策・事業評価（平成28年度分）」調査結果について ○ 第2期計画の策定について
	11月8日	平成29年度 第3回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 西東京文化_モニター調査の考え方について ○ 西東京市文化_市民向け調査票について ○ 「平成29年度 施策・事業評価（平成28年度分）」調査結果について
	12月4日	平成29年度 第4回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 西東京市文化_市民向け調査票について ○ 西東京文化_モニター調査の考え方について ○ 「平成29年度 施策・事業評価（平成28年度分）」調査結果について
	1月15日	平成29年度 第5回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 西東京市文化芸術に関する調査《速報値》について ○ 文化芸術に関する意識調査《インターネット調査》について ○ 「平成29年度 施策・事業評価（平成28年度分）」調査結果について
	2月21日	平成29年度 第6回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 西東京市文化 調査報告書（仮）について
平成30年度	6月6日	平成30年度 第1回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 文化芸術振興推進委員会の運営について ○ 平成30年度 第2期文化芸術振興計画 策定スケジュールについて ○ 西東京市文化芸術振興計画 団体・施設ヒアリング報告書について ○ 第2期文化芸術振興計画概要について ○ 第2期文化芸術振興計画骨子（案）について
	7月23日	平成30年度 第2回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 第2期文化芸術振興計画骨子について ○ 第2期文化芸術振興計画素案（案）について
	11月7日	平成30年度 第3回西東京市文化芸術振興推進委員会 ○ 委員会の運営について ○ 第2回西東京市文化芸術振興推進委員会議事録の確認 ○ 第2期文化芸術振興計画素案（案）について ○ パブリックコメントについて

#### (4) 西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討委員会設置要領

##### 第1 設置

西東京市文化芸術振興計画（以下「振興計画」という。）における施策を推進し、及び文化芸術の振興について協議及び検討をするため、西東京市文化芸術振興庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### 第2 所掌事項

委員会は、振興計画について次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 振興計画の策定に関すること。
- (2) 振興計画の施策の調整に関すること。
- (3) 振興計画の施策の検証及び評価に関すること。
- (4) その他市長が、振興計画の施策の推進に当たって必要と認めること。

##### 第3 組織

委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

##### 第4 座長及び副座長

委員会に座長及び副座長を置き、座長は生活文化スポーツ部文化振興課長をもって充て、副座長は教育部教育企画課長をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### 第5 会議

委員会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 委員会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

##### 第6 関係者の出席

座長は、必要があると認められるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等

を聴取することができる。

##### 第7 庶務

委員会の庶務は生活文化スポーツ部文化振興課において処理する。

##### 第8 委任

この要領に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、座長が別に定める。

別表（第3関係）

企画部企画政策課長
健康福祉部生活福祉課長
子育て支援部子育て支援課長
生活文化スポーツ部文化振興課長
教育部教育企画課長

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年8月1日から施行する。  
（（仮称）西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会設置要領の廃止）
- 2 （（仮称）西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会設置要領（平成22年8月1日付22西生文第191号課長決裁）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

(5) 庁内検討会における会議の経緯

平成30年度	7月11日	平成30年度 第1回西東京市文化芸術振興庁内検討委員会 ○ 平成30年度計画策定及び計画推進策定スケジュールについて ○ 西東京市文化芸術に関するアンケート調査結果報告書について ○ 第2期文化芸術振興計画概要について ○ 第2期文化芸術振興計画骨子案について
	8月7日	平成30年度 第2回西東京市文化芸術振興庁内検討委員会 ○ 第2期文化芸術振興計画骨子案について ○ 第2期文化芸術振興計画素案(案)について

(6) 実施調査概要

① 西東京市文化芸術に関するアンケート調査(郵送調査)

目的	○アンケート調査は、西東京市文化芸術振興計画の改定のため、市民の文化芸術への関心や文化的な体験、活動の実態、西東京市の文化的な環境に対する考え方などを把握することを目的としています。 ○さらに、文化芸術に関心のない層や鑑賞・体験をしていない層に対して、文化芸術振興に対する考え方や理解を把握することも目的としています。
対象	平成29年12月1日現在西東京市に住民登録のある18歳以上の人 標本数 1,000名
調査機関	平成29年12月12日～平成29年12月25日
回収数	497件(回答率:49.7%)

② 文化芸術振興に対する意識調査(インターネット調査)

目的	○アンケート調査は、西東京市文化芸術振興計画の改定のため、市民の文化芸術への関心や文化的な体験、活動の実態、西東京市の文化的な環境に対する考え方などを把握することを目的としています。 ○さらに、文化芸術に関心のない層や鑑賞・体験をしていない層に対して、文化芸術振興に対する考え方や理解を把握することも目的としています。 ※特にインターネットによる調査は、上記郵送調査の文化芸術に関心のない層の意見を十分に得るための補足調査として実施。
対象	西東京市に住む16歳以上の人
調査機関	平成29年12月20日～平成29年12月27日
回収数	有効回答数 423件 2つの設問の回答結果に基づき、「文化に関心のある層」と「文化に関心のない層」に区分し、それぞれ200件ずつの回答を得るように調査を行い、有効回答数423件を確保しました。

### ③ 団体・施設ヒアリング調査

目的	<p>○アンケート調査では市民を対象として鑑賞・活動の実態やニーズ等を把握しましたが、ヒアリングでは、西東京市における文化芸術活動の担い手となる団体を中心として、今後の西東京市における文化芸術振興のあり方等を把握することを目的としました。</p> <p>○ヒアリング対象は、市内で活動している団体や市内の文化的な拠点を中心とし、各自の活動の現状や課題、今後の展望を把握するほか、市民とは異なる視点から西東京市の文化芸術振興の現状について尋ねました。</p>
対象	<p>ヒアリングは市内の多様な文化芸術活動の担い手からの意見を把握するため、文化施設、中間支援団体、子どもの文化芸術活動、市が近年実施している「対話による美術鑑賞」に関連する団体のほか、西東京市文化芸術振興推進委員や活動団体に対して実施</p>
調査機関	平成 30 年 1 月 15 日（月）～平成 30 年 2 月 28 日（水）
回収数	11 団体

## 2 (参考) 平成 28 年度事業

---

市の文化芸術に関する施策の参考として、現在行っている事業（平成 28 年度分）を第 2 期計画の体系に合わせて事業別に掲載します。



### 3 関連法規等

#### (1) 文化芸術基本法

(平成十三年法律第百四十八号)

改正 平成二十九年六月二十三日

#### 前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していく

ことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する

ことができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する

施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

### （文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定める

ものとする。

- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

#### （地方文化芸術推進基本計画）

- 第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### 第三章 文化芸術に関する基本的施策

#### （芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア

芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### メディア芸術の振興

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 伝統芸能の継承及び発展

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 芸能の振興

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 文化財等の保存及び活用

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びに

その保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 地域における文化芸術の振興等

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 国際交流等の推進

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

### 芸術家等の養成及び確保

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に關す

る創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 文化芸術に係る教育研究機関等の整備等

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 国語についての理解

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 日本語教育の充実

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 著作権等の保護及び利用

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 国民の鑑賞等の機会の充実

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

第二十二條 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 青少年の文化芸術活動の充実

第二十三條 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 学校教育における文化芸術活動の充実

第二十四條 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 劇場、音楽堂等の充実

第二十五條 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 美術館、博物館、図書館等の充実

第二十六條 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 地域における文化芸術活動の場の充実

第二十七條 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 公共の建物等の建築に当たっての配慮等

第二十八條 国は、公共の建物等の建築に当た

っては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

### 情報通信技術の活用の推進

第二十九條 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 調査研究等

第二十九條の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

第三十條 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 民間の支援活動の活性化等

第三十一條 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### 関係機関等の連携等

第三十二條 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携を図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

### 顕彰

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

### 政策形成への民意の反映等

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

### 地方公共団体の施策

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

## 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

### 文化芸術推進会議

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

### 都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例

で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第四百四十八号）抄

### 施行期日

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

### 施行期日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（以下略）

### 文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (2) 西東京市文化芸術振興条例

平成21年9月29日

条例第32号

私たちのまち西東京市は、田無市と保谷市の合併により誕生しました。このまちは、古くは縄文時代の営みを伝え、江戸時代には青梅街道の宿場町として栄え、今でも武蔵野の面影を残す歴史のあるまちです。私たちは、先人から受け継いだ貴重な遺産及び自然を大切にしながら、一人一人が文化芸術を享受し、創造し、及び発信することのできる文化芸術の香りあふれるまち、すべての市民が心豊かに暮らせるまちを目指して、ここに西東京市文化芸術振興条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)の規定に基づき、西東京市(以下「市」という。)における文化及び芸術(以下「文化芸術」という。)の振興についての基本的な事項を定め、市民、市及び団体等(市内で活動する企業、教育機関、市民活動団体等をいう。以下同じ。)の役割を明らかにすることにより、地域における文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興は、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)ができる環境を市民、市及び団体等が相互に構築していくことにより、市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらすことを目的として行わなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行うすべての市民及び団体等の主体性及び創造性が尊重されなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、一人一人が文化芸術の担い手として、その活力と創意を基に、文化芸術の振興に協力するものとする。

2 市民は、文化芸術活動に関して相互に理解し、及び尊重し合うよう努めるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興を図るため、その施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化芸術の振興施策を推進するため、必

要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第5条 団体等は、地域社会の一員として自主的に文化芸術の振興に協力するとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市長は、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進するための文化芸術振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ市民の意見を聴き、基本計画に反映させるものとする。

(重点目標及び基本施策)

第7条 市長は、次に掲げる事項を文化芸術の振興に係る重点目標とし、その達成のために必要な施策を講ずるものとする。

(1)文化芸術を享受する機会の充実

(2)文化芸術を創造し、及び発信する機会の充実

(3)文化芸術の保存及び継承

(4)文化芸術活動の担い手の育成

(5)文化芸術活動に係る交流の促進

(6)前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に必要と認める事項

(推進機関の設置)

第8条 市長は、文化芸術の振興施策を推進する機関を設置するものとする。

(文化芸術活動における施設の運営)

第9条 市長は、市の施設の運営に当たり、その設置目的を妨げない範囲において、基本理念の下、文化芸術の振興に配慮するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 22年4月1日から施行する。

西東京市第2期文化芸術振興計画  
(素案)

平成 年 月

西東京市生活文化スポーツ部文化振興課

〒202-8555 東京都西東京市中町 1-5-1

電話 042-438-4040

FAX 042-438-2021

ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/index.html>